

平成23年3月17日（木）
愛知県健康福祉部健康担当局
医務国保課 医療対策グループ
担 当 岩井・緒方
内 線 3170・3171
ダイヤルイン 052-954-6274

愛知県建設部建築担当局公営住宅課
県営住宅管理室 住宅管理グループ
担 当 小久保・内藤
内 線 2818・2819
ダイヤルイン 052-954-6581

東北地方太平洋沖地震等の被災者のうち 人工透析が必要な方への支援について

慢性腎不全の方については、生命維持のために2、3日に1回人工透析を実施することが不可欠ですが、東北地方太平洋沖地震等により、被災地では医療機関の倒壊や、倒壊は免れたものの、その後の電力供給量の低下などにより、機能が果たせない医療機関も相当数にのぼっております。

本県においては、愛知県透析医会の協力により、被災された方で人工透析を受けることが困難な方を積極的に受け入れることにいたしました。

なお、災害の影響は相当長期化することが見込まれることから、受け入れにあたっては、あわせて住居を確保することが不可欠であります。

3月16日に450戸の県営住宅を被災された方々のために提供すると発表いたしました。このうち50戸を人工透析が必要な方に優先的に提供することにいたしました。

搬送方法を含め具体的な手段等につきましては、早急に国等と協議をしております。

- 1 人工透析が必要な被災者を受け入れることができる県内の医療機関
80医療機関（別紙 一覧表のとおり）
- 2 人工透析が必要な被災者に優先的に提供する県営住宅
被災者へ提供する450戸のうち50戸（別紙 一覧表のとおり）

3 入居対象者

東北地方太平洋沖地震で被災された方のうち人工透析が必要な方で、被災地の医療機関から社団法人日本透析医会を通じて愛知県に支援要請のあった方

4 入居条件等

「東北地方太平洋沖地震等の被災者へ県営住宅の提供について」（3月16日（水）記者発表）と同様

(1) 入居者

原則として親族での入居（単身者も入居可能）

(2) 入居時期

手続きが終了次第入居可能

(3) 入居期間

6か月以内（入居者の事情により、当初許可日から1年間を限度として更新可能）

(4) 住宅使用料

免除

(5) 敷金及び保証金

徴収しない。

(6) 光熱給水費、共益費、自治会費

入居者が負担する。

(7) 連帯保証人

必要としない。

5 問い合わせ先

愛知県健康福祉部健康担当局医務国保課 電話052-954-6274

6 その他

社団法人日本透析医会を経由しない個々の患者様からの要請に対しては、受け入れ可能な医療機関の名簿にて情報提供いたします。

また、被災地で提供が困難な人工透析以外の医療についても、今後、早急に支援を拡大できるよう検討してまいります。